

経済戦略局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約分)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和2年度企業等誘致・集積推進事業業務委託	各種施策研究・調査	(一財)大阪国際経済振興センター	56,024,716円	令和2年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
2	令和2年度ビジネスパートナー都市等交流事業業務委託	各種施策研究・調査	(一財)大阪国際経済振興センター	47,100,036円	令和2年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
3	令和2年度市民レクリエーションセンタースポーツ教室企画運営業務委託	催事	(一財)大阪スポーツみどり財団	13,261,030円	令和2年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
4	令和2年度OIH(大阪イノベーションハブ)シードアクセラレーションプログラム業務委託	各種施策研究・調査	OSAPプロジェクトコンソーシアム共同体	39,809,000円	令和2年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
5	令和2年度大阪市都市農業振興事業(産地ブランド推進事業)業務委託	各種施策研究・調査	(株)GIVE & GIFT	3,457,212円	令和2年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
6	令和2年度大阪市都市農業振興事業(農業セミナー)業務委託	催事	(株)GIVE & GIFT	3,250,060円	令和2年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
7	令和2年度外国人留学生との連携拡大及び起業支援業務委託	各種施策研究・調査	(公財)大阪国際交流センター	4,413,152円	令和2年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
8	令和2年度産業振興・中小企業支援施策の企画推進サポート業務委託	各種施策研究・調査	大阪市経済リサーチコンソーシアム共同体	13,035,352円	令和2年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—

経済戦略局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約分)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
9	令和2年度特定計量器定期検査業務委託	その他	(特非)大阪市計量協会	42,211,067円	令和2年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G2	—
10	メビック扇町設備撤去等業務委託	その他	(株)竹中工務店 大阪本店	6,710,000円	令和2年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
11	令和2年度先端技術ビジネス創出支援事業業務委託	各種施策研究・調査	AIDOR共同体	81,097,117円	令和2年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
12	令和2年度クリエイティブ産業創出・育成支援事業業務委託	各種施策研究・調査	(公財)大阪産業局	60,525,109円	令和2年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
13	令和2年度大阪トップランナー育成事業業務委託	各種施策研究・調査	(公財)大阪産業局	68,902,807円	令和2年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
14	令和2年度ATCホール管理運営業務委託	催事	アジア太平洋トレードセンター(株)	27,980,120円	令和2年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
15	令和2年度クラシック音楽普及促進事業業務委託	催事	(公社)大阪フィルハーモニー協会	9,838,400円	令和2年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
16	令和2年度大阪市立東淀川屋内プール昇降機設備点検整備保守業務委託	機械設備等保守点検	東芝エレベータ(株) 関西支社	1,980,000円	令和2年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—

経済戦略局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約分)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
17	令和2年度イノベーション人材の育成・流動化促進事業業務委託	各種施策研究・調査	イノベティブHRコンソーシアム共同体	24,969,560円	令和2年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
18	令和2年度グローバルイノベーション創出支援事業業務委託	各種施策研究・調査	OIHプロジェクトコンソーシアム共同体	100,046,892円	令和2年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
19	マイナンバーカードを活用した消費活性化策の実施支援事業業務委託	その他	JTB・キャリアリンク共同事業体	142,513,115円	令和2年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	—
20	令和2年度大阪の産業資源を活用した魅力発信事業業務委託	その他	大阪魅力発信コンソーシアム共同体	25,860,967円	令和2年4月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
21	大阪市長居陸上競技場写真判定装置整備業務委託	機械設備等保守点検	(株)ニシ・スポーツ関西営業所	8,778,000円	令和2年5月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
22	大阪市立大正スポーツセンター・屋内プール外1ヶ所中央監視制御設備整備業務委託	機械設備等保守点検	アズビル(株)ビルシステムカンパニー関西支社	13,530,000円	令和2年5月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
23	大阪市立扇町プールろ過設備整備業務委託	機械設備等保守点検	ローレル(株)大阪本社	5,500,000円	令和2年5月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	—
24	令和2年度スポーツ実施率向上事業業務委託	各種施策研究・調査	日本コンベンションサービス(株)	11,999,020円	令和2年5月29日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—

経済戦略局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約分)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
25	令和2年度あきない伝道師による商店街強化等事業業務委託	催事	商店街強化ネットワークおおさか共同体	13,106,659円	令和2年6月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
26	大阪市中央公会堂冷却塔整備業務委託	機械設備等保守点検	日本ビー・エー・シー(株) 大阪営業所	14,850,000円	令和2年6月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
27	豊臣期詰ノ丸石垣保存管理調査検討業務委託	その他調査	(株)空間文化開発機構	4,184,400円	令和2年6月19日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	—
28	大阪国際交流センター外2ヶ所昇降機設備整備業務委託	機械設備等保守点検	東芝エレベータ(株) 関西支社	129,030,000円	令和2年6月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
29	大阪市立浪速アイススケート場ブラインチラー整備業務委託	機械設備等保守点検	ダイキン工業(株)	19,580,000円	令和2年6月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
30	大阪市立浪速アイススケート場製氷設備整備業務委託	機械設備等保守点検	(株)パティネレジャー	35,640,000円	令和2年6月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
31	大阪市立港スポーツセンター外2ヶ所昇降機設備整備業務委託	機械設備等保守点検	(株)日立ビルシステム 関西支社	89,100,000円	令和2年6月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
32	令和2年度大阪市版TID制度構築に向けた詳細検討及び会議運営補助業務委託	各種施策研究・調査	有限責任監査法人 トーマツ 大阪事務所	7,376,600円	令和2年6月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—

1

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度企業等誘致・集積推進事業業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人大阪国際経済振興センター

3 随意契約理由

本業務は、大阪経済の活性化に資するため、進出企業との取引を通じたビジネスチャンスの拡大や雇用機会の創出、税収の増加などを目的として、国内外からの企業等の誘致及び市内での再投資を促進するとともに、進出企業等の大阪での定着支援などの取組を行うものである。

具体には、万博開催に向けて高まる知名度や発信力、インパクトを起爆剤に、健康・医療や環境・エネルギー、情報通信などの成長産業分野や、大阪でのイノベーション創出環境の構築に資する企業等を中心に本市のインセンティブや大阪のビジネス環境の魅力を情報発信し、有望企業等を掘り起し、それらの企業等に対して長期継続的に誘致活動に取り組む。

本案件については、民間事業者のもつノウハウや幅広い知識と経験、専門性が必要であり、その性質及び目的が競争入札に適しないものとして、予算額の範囲内において最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受ける公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

公募型プロポーザル方式において提案された企画内容について、令和2年3月11日に開催された学識経験者等外部委員からなる有識者会議にて評価等を行った結果、上記事業者の提案が優れたものであり、契約相手方として相応しいという意見があったことから、経済戦略局公募型プロポーザル受注者選定委員会において受注予定者として選定されたものである。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局立地交流推進部立地推進担当（電話番号 06-6615-6765）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度ビジネスパートナー都市等交流事業業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人大阪国際経済振興センター

3 随意契約理由

本業務は、本市のビジネスパートナー都市との経済交流事業を通じて市内中小企業の海外展開支援を行うものであり、本業務の実施にあたっては、海外現地情報、海外での企業マッチング支援等の高度な知識・豊富な経験、ノウハウが不可欠であることから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募式プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、上記事業者が契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、経済戦略局公募型プロポーザル方式受注者選定委員会において上記事業者を受注者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局立地交流推進部国際担当（電話番号 06-6615-3749）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度市民レクリエーションセンタースポーツ教室企画運營業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人大阪スポーツみどり財団

3 随意契約理由

生涯スポーツ振興のためには、初心者でも市民が気軽にできるスポーツ活動の場を提供することが必要である。特に、昼間に仕事をしている人など、スポーツ活動のための時間が限られる市民のために、平日夜間や休日に自宅や職場の近くで参加できるスポーツ教室の充実が重要である。

本事業は、市立小・中・高等学校の体育施設（体育館、テニスコート等）を活用して、市民レクリエーションセンターを開設、平日の夜間や休日にさまざまな種目のスポーツ教室を実施し、市民のスポーツ振興を図ることを目的としているが、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内に置いて、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、上記事業者の評価点が高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、経済戦略局公募型プロポーザル方式受注者選定委員会において上記事業者を受注者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局スポーツ部スポーツ課（電話番号 06-6469-3883）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度O I H (大阪イノベーションハブ) シードアクセラレーションプログラム
業務委託

2 契約の相手方

O S A Pプロジェクトコンソーシアム共同体

3 随意契約理由

O I H (大阪イノベーションハブ) シードアクセラレーションプログラム業務委託
(以下「本事業」という。)は、イノベーション創出に取り組んでいる関西の自治体と連
携して、関西圏域から広くベンチャーを発掘し、大企業(「コーポレート・ベンチャーキ
ャピタル」を含む。)やシードアクセラレーター等と連携して支援するものである。

この取組みを通じて、「大企業とスタートアップ企業との連携の促進(オープンイノ
ベーションの進展)」、「シード期～アーリー期に対する投資資金供給体制の充実(関西
におけるシードアクセラレーター機能の充実)」、「既存のものづくり中小企業との連携」
など、イノベーション・エコシステムの要素となるあらゆる資源を巻き込み、関西のイ
ノベーション・エコシステムの充実強化を図る。

本事業の遂行においては、資金調達(資本政策)、組織・人事、法務、起業家支援な
どに関する専門的知識や能力、経験がより重要であり、その性質及び目的が競争入札に
適さないものとして、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提
案を受ける公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験を有する外部の者で構成する有識者会議による審査を行い、同会議の審査
結果をもとに、経済戦略局公募型プロポーザル方式受注者選定委員会において上記事業
者を選定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的
が競争入札に適しないものをするとき」に基づき随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局立地交流推進部イノベーション担当(電話番号 06-6615-3017)

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度大阪市都市農業振興事業（産地ブランド推進事業）業務委託

2 契約の相手方

株式会社GIVE&GIFT

3 随意契約理由

本事業は、農業者と種苗会社、流通・卸などの事業者が連携したイタリア野菜など高収益が見込まれる作物の販路拡大及び、農業者と飲食店を含む食関連事業者とのマッチングを通じて農業者の販路拡大を図るほか、国際花と緑の博覧会開催30周年に合わせた記念イベントなどを実施し、市内産花きの魅力・価値を高めることにより消費拡大を図るなど、市内産農産物のブランド化を推進し、安定した農業経営を実現することを目的としており、効果的な事業の運営には、高度な知識と豊富な経験が必要となる。

そのため、民間事業者のもつ農業振興に関するノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するため、価格のみの競争入札の形式をとらず、事業提案により事業者の募集・選定を行うこととした。

民間事業者から企画提案のあった内容について、学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、上記事業者が契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、経済戦略局公募型プロポーザル方式受注者選定委員会において上記事業者を受注者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局産業振興部産業振興課（電話番号 06-6615-3751）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度大阪市都市農業振興事業（農業セミナー）業務委託

2 契約の相手方

株式会社G I V E & G I F T

3 随意契約理由

本事業は、都市農業の継続において必要である農業者個人の努力、地域住民の農地・農業に対する認識の確認や理解醸成に加え、やる気と実力を備えた農業者の創出・育成を目的として実施し、農業者と市民に対して一体的に事業実施することで効果的な農業振興を図るものである。

本事業の効果的な運営には、やる気と実力を備えた農業者の創出・育成や地域住民の理解が必要不可欠であり、地域住民への農地・農業に対する理解醸成を目的としたセミナー等の開催について、高度な知識と豊富な経験が必要となる。

よって、民間事業者のもつ農業振興に関するノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するため、価格のみの競争入札の形式をとらず、事業提案により事業者を募集・選定することとした。

このことから、企画提案内容について学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、上記事業者の評価点が高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、経済戦略局公募型プロポーザル方式受注者選定委員会において上記事業者を受注者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局産業振興部産業振興課（電話番号 06-6615-3751）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度外国人留学生との連携拡大及び起業支援業務委託

2 契約の相手方

公益財団法人大阪国際交流センター

3 随意契約理由

本事業の目的は、大阪市内に多数の留学生が居住・活動している特性を活かし、大阪のまちの国際化や魅力向上のため、国際的な視点・能力をもつ留学生が主体的に企画や運営に携わることのできる交流プログラムを実施し、留学生のキャリアアップにつなげるとともに、地域への愛着を醸成することで、地域で活躍する国際人材としての育成・定着を図ることである。

また、留学生の起業支援を通して、地域を拠点とする新たなビジネス創出、国際人材の定着を促進することである。

本事業の効果的な遂行については、留学生に関する法制度や社会環境、行動様式などについて、高度な知識と豊富な経験、幅広いネットワークが必要であり、その性質及び目的が競争入札に適さないものとして、予算額の範囲内において最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受ける公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

先に実施した本事業の公募型プロポーザルにおいて、学識経験者等の有識者3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、公益財団法人大阪国際交流センターの提案が優れたものであり、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、経済戦略局公募型プロポーザル方式受注者選定委員会において上記事業者を受注者として決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局立地交流推進部国際担当（電話番号 06-6615-3741）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度産業振興・中小企業支援施策の企画推進サポート業務委託

2 契約の相手方

大阪市経済リサーチコンソーシアム共同体

3 随意契約理由

本業務は、経済・統計指標の分析や市内企業の景況調査等を通じて、事業者を取り巻く経済の実態をはじめ、市内事業者が直面する課題やニーズ等をタイムリーに把握するとともに、これらの情報を踏まえて本市として推進すべき産業振興・中小企業支援施策の検討・実施等に対して適切な助言や提案を行うものである。

本業務の実施にあたっては、本市経済情勢の的確な把握等、高度で専門的な知識を必要とする業務であるため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により受注者を選定することとした。

企画提案内容について学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、上記事業者が契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、経済戦略局公募型プロポーザル方式受注者選定委員会において上記事業者を受注者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局産業振興部産業振興課（電話番号 06-6615-3774）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度特定計量器定期検査業務委託

2 契約の相手方

特定非営利活動法人大阪市計量協会

3 随意契約理由

特定計量器の定期検査業務は、計量法第19条で都道府県知事又は政令で定める特定市町村の長（以下、「特定市町村の長等」という。）が行うこととされているが、指定定期検査機関を指定し同機関に定期検査業務を行わせることで、特定市町村の長等による定期検査実施が不要になることが同法第20条で定められている。

そのため、本市では、効果的・効率的な行政サービスの提供を行うため、平成24年度から同法第20条に基づく指定定期検査機関制度を導入している。

同法には自治体が複数の者を指定定期検査機関とすることを妨げる規定が存在しないため、本市では、複数の指定定期検査機関の競争による効率的で質の高い行政サービス提供をめざし、その指定のための公募を毎年実施しているが、令和2年4月1日から令和5年3月31日の間で本市指定定期検査機関としての指定を受けた者は、特定非営利活動法人大阪市計量協会のみである。

以上の理由により、本業務を適法に受注可能な者は上記事業者のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局産業振興部計量検査所（電話番号 06-6577-5888）

随意契約理由書

1 案件名称

メビック扇町設備撤去等業務委託

2 契約の相手方

株式会社竹中工務店 大阪本店

3 随意契約理由

本業務は、クリエイティブ産業創出・育成支援事業において北区扇町のカンテレ扇町スクエア3階に設置している支援拠点「クリエイティブネットワークセンターメビック扇町」について、定期建物賃貸借契約の期間満了による、拠点の退去後の原状回復として、テナント管理場所の設備等の撤去等を行うものである。

原状回復は賃貸人との定期建物賃貸借契約において賃借人の義務であり、令和2年3月31日までに実施する必要があるが、賃貸人との交渉により、期間満了後に設備撤去を実施することで合意した。

原状回復の実施にあたっては、賃貸人からカンテレ扇町スクエアの施工事業者で、かつ、現在も維持保全業務を行っている上記事業者の指定があった。

本契約については、賃貸人より現場の状況等に精通した者に実施させる必要があるとの理由により特定の事業者の指定がなされたため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局立地交流推進部イノベーション担当（電話番号 06-6615-3726）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度先端技術ビジネス創出支援事業業務委託

2 契約の相手方

A I D O R 共同体

3 随意契約理由

本事業は、テクノロジー等を活用したビジネスの支援拠点「TEQS」の運営やインキュベーションオフィスを提供による創業期の企業育成、IoT・ロボット関連ビジネスの創業プログラムの実施、実証実験フィールドの提供等による実証実験支援など、事業化まで一貫した支援等を行うことにより、先端技術を活用した新たなビジネスの創出を図るものである。

本業務においては、受注者が高度で専門的な技術力や知識及び創造性のある戦略を遂行する能力を有することが必須である。

そのため、平成29年の業務委託公募の際、その性質及び目的が競争入札に適しないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により、契約相手方を決定した。

また、継続的な支援をベースとした、より質の高い業務提案を受けることが可能であることから、複数年を見据えた公募手法（平成30年度～令和2年度まで同一の受注者による業務の履行を可能とするもの。単年度契約で最大2回更新。）を採用し、学識経験を有する外部の者で構成する有識者会議での審査結果をもとに受注者を決定した。

上記事業者においては、平成31年度（令和元年度）上半期における業務の履行状況は良好であり、契約締結時に定めた「翌年度の更新の条件」を満たしていることから、更新が適当でないと判断する特別な理由はない。以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局立地交流推進部イノベーション担当（電話番号 06-6615-3726）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度クリエイティブ産業創出・育成支援事業業務委託

2 契約の相手方

公益財団法人大阪産業局

3 随意契約理由

本業務は、クリエイターやクリエイティブ関連企業のビジネスにつなげるためのネットワーク構築を図るとともに、クリエイター同士や企業との協働の促進及びマッチングによる新規事業の創出や、既存事業の高度化、高付加価値化を行うクリエイターの「プロデュース能力」の向上、ビジネスモデルや協働事例の効果的な発信など、総合的な視点からクリエイティブ産業の振興を行うものであり、高度で専門的な技術力や知識及び創造性が求められる。

このため、平成29年の業務委託公募の際、その性質及び目的が競争入札に適しないものであり、予算額の範囲内において最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により、契約相手方を決定することとした。

また、継続的な支援をベースとした、より質の高い業務提案を受けることが可能であることから、複数年を見据えた公募手法（平成30年度～令和2年度まで同一の受注者による業務の履行を可能とするもの。単年度契約で最大2回更新）を採用し、学識経験を有する外部の者で構成する有識者会議での審査結果をもとに、上記事業者を受注者として決定した。

上記事業者においては、平成31年度（令和元年度）上半期における業務の履行状況は良好であり、契約締結時に定めた「翌年度の更新の条件」を満たしていることから、更新が適当でないと判断する特別な理由はない。以上の理由により地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局立地交流推進部イノベーション担当（電話番号 06-6615-3726）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度大阪トップランナー育成事業業務委託

2 契約の相手方

公益財団法人大阪産業局

3 随意契約理由

本事業は、医療・介護・健康分野等において新たな需要の創出が期待できる製品・サービスのプロジェクトを発掘・認定し、認定したプロジェクトに対してコーディネータが伴走し、認定プロジェクトの課題に応じた継続的サポート（ハンズオン支援）を実施するとともに中小企業の新事業創出を促進するものである。

本事業において、プロジェクトが抱えるあらゆる課題に対応した支援メニューを提供することや、中小企業の新規プロジェクト創出を促進する事業を実施するには、受注事業者の専門的知識や能力、経験がより重要であるため、その性質及び目的が競争入札に適さないものである。そのため、予算額の範囲内に置いて、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

また、継続的な支援をベースとした、より質の高い業務提案を受けることが可能であることから、複数年を見据えた公募手法（平成30年度～令和2年度まで同一の受注者による業務の履行を可能とするもの。単年度契約で最大2回更新）を採用し、学識経験を有する外部の者で構成する有識者会議での審査結果をもとに、受注者を決定することとした。

上記事業者においては、平成31年度（令和元年度）上半期における業務の履行状況は良好であり、契約締結時に定めた「翌年度の更新の条件」を満たしていることから、更新が適当でないと判断する特別な理由はない。以上の理由により地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき」に基づき随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局立地交流推進部イノベーション担当（電話番号 06-6615-3726）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度ATCホール管理運営業務委託

2 契約の相手方

アジア太平洋トレードセンター株式会社

3 随意契約理由

本業務は、アジア太平洋トレードセンター（ATC）の関連施設であり、公共的空間として認められるATCホールについて、施設の適正な管理運営を図ることにより、大阪経済の国際化・活性化及び咲洲コスモスクエア地区における賑わい創出の役割を果たすものである。

ATCホールは、咲洲コスモスクエア地区全体のビジネス機能並びに集客機能の向上、さらには隣接する国際見本市会場インテックス大阪との一体化利用を図ることを目的として、本市とアジア太平洋トレードセンター株式会社が建設分担し、共有施設として設置された。以降、ビジネス交流機能の促進につながる展示・見本市等や企業の研修会、さらには広く一般市民を対象とする集客イベント等が開催されており、同社は、催事誘致・運営に関する蓄積したノウハウ・体制を有し、これまで一体的に管理運営してきた実績があり、本市の産業振興施策において一定の成果を上げている。

本業務の実施にあたっては、本市と同社が持分割合で所有している共有施設であるため、同社以外の者に履行させた場合、持分比率による分割運営は困難であり、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。効率的に運営し効果的な利用促進を図る観点から、ホール全体を同社が一体的に運営することが適正である。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局立地交流推進部国際担当（電話番号 06-6615-3741）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度クラシック音楽普及促進事業業務委託

2 契約の相手方

公益社団法人大阪フィルハーモニー協会

3 随意契約理由

本業務は、クラシック音楽の普及促進を図ることを目的に、市民が気軽に音楽活動が出来るよう、大阪フィルハーモニー会館のホール、スタジオの貸し出しや、市民の音楽活動の支援を行う業務、並びに、同会館において、広く市民がクラシック音楽を楽しめるようコンサートを開催する業務であり、実施にあたり区シティ・マネージャーが方針を決定し、局が執行する事務に分類されている業務である。

同会館が所在する西成区では、区の将来ビジョン等にも、大阪フィルハーモニー交響楽団を魅力あふれるコンテンツとして“区の財産”と位置付け、同楽団を積極的に区のイメージアップやプロモーションに活用していく方針であり、区内有数の文化施設である同会館について、地元住民をはじめとした市民に開かれた形で引き続き有効利用することとしている。

公益社団法人大阪フィルハーモニー協会は、日本有数のプロオーケストラとして公益社団法人日本オーケストラ連盟に加盟している大阪フィルハーモニー交響楽団の運営を行っており、音楽に関する幅広く専門的な知識やノウハウを十分有しているため、市民の音楽活動に関する支援やアドバイス、情報提供を的確に行うことができる。また、年間80回を超えるクラシックコンサートを開催しており、従前から本市と連携した市民向けコンサートの開催実績も多数あることから、規模、対象、内容、料金に応じた演奏会の開催ノウハウを十分有している団体である。

さらに、同会館の管理を行っており、事務局をおいていることから、市民からの同会館の利用要望に対しても、迅速・的確・合理的に対応できる団体である。

以上の理由により、同区の方針を踏まえ、同会館の市民利用促進並びに同会館を活用したコンサートの開催を効果的に担える唯一の団体であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に基づき随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

經濟戰略局文化部文化課（電話番号 06-6469-5176）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度大阪市立東淀川屋内プール昇降機設備点検整備保守業務委託

2 契約の相手方

東芝エレベータ株式会社 関西支社

3 随意契約理由

本案件は、大阪市立東淀川屋内プールに設置されている昇降機設備について、点検整備保守業務を委託するものである。

上記事業者は、当該設備を製造した事業者であり、安全性の確保並びに製造事業者責任及び保守責任の一元化のため、本案件を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局企画総務部施設整備課（電話番号 06-6469-5145）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度イノベーション人材の育成・流動化促進事業業務委託

2 契約の相手方

イノベティブ HR コンソーシアム共同体

3 随意契約理由

本事業において、受入側の中小・ベンチャー企業の課題等の把握・分析や必要な人材像の明確化、諸条件を踏まえた送出側企業とのマッチング活動及びフォローアップなどを効果的に推進していくためには、高度で専門的な知識や能力、経験が求められる。

このため、平成30年度の業務委託公募の際、その性質及び目的が競争入札に適しないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により、契約相手方を決定することとした。

また、継続的な支援をベースとした、より質の高い業務提案を受けることが可能であることから、複数年を見据えた公募手法（平成30年度～令和2年度まで同一の受注者による業務の履行を可能とするもの。単年度契約で最大2回更新。）を採用し、学識経験を有する外部の者で構成する有識者会議での審査結果をもとに、イノベティブ HR コンソーシアム共同体を受注者として決定した。

上記受注者においては、令和元年度における業務の履行状況は良好であり、契約締結時に定めた「翌年度の更新の条件」を満たしていることから、更新が適当でないと判断する特段の理由はなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局産業振興部産業振興課（電話番号 06-6615-3774）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度グローバルイノベーション創出支援事業業務委託

2 契約の相手方

OIHプロジェクトコンソーシアム共同体

3 随意契約理由

グローバルイノベーション創出支援事業（以下「本事業」という。）は、グランフロント大阪・ナレッジキャピタルに設置した「大阪イノベーションハブ」を拠点に、様々なイベントや国際会議などを通じてイノベーションを起こす人材や支援者等を集積・結合させ、チーム組成、事業化プロジェクトの創出につなげるものである。

本事業においては、関西一円から起業家やそれらを支援する大企業、ベンチャーキャピタルを集め、結合・反応させてイノベーションを創出する各種イベントを実施していくが、それには産学官連携やその成果の国際展開支援、起業家支援などに関する専門的知識や能力、経験がより重要であり、その性質及び目的が競争入札に適さないものとして、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受ける公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

また、継続的な支援をベースとした、より質の高い業務提案を受けることが可能であることから、複数年を見据えた公募手法（令和元年度～令和2年度まで同一の受注者による業務の履行を可能とするもの。単年度契約で最大1回更新）を採用し、学識経験を有する外部の者で構成する有識者会議での審査結果をもとに、受注者を決定した。

上記事業者においては、令和元年度上半期における業務の履行状況は良好であり、契約締結時に定めた「翌年度の更新の条件」を満たしていることから、更新が適当でないと判断する特別な理由はない。以上の理由により地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局立地交流推進部イノベーション担当（電話番号 06-6615-3018）

随意契約理由書

1 案件名称

マイナンバーカードを活用した消費活性化策の実施支援事業業務委託

2 契約の相手方

JTB・キャリアリンク共同事業体

3 随意契約理由

本業務は、令和元年10月の消費税率引上げによる反動減対策及びマイナンバーカード普及促進を目的に、令和2年度に国が実施を予定している「マイナンバーカードを活用した消費活性化策（以下「マイナポイント事業」という。）」の円滑な実施に向けて、本市として必要な支援事業を実施するものである。

国からは、市民のマイキーID設定支援等を行うよう要請されたところであり、本市としてもマイナポイント事業が地域の消費活性化等に資することから本業務を実施するものである。

なお、昨年度すでに「令和元年度マイナンバーカードを活用した消費活性化策の実施準備事業業務委託」として、効果的かつ効率的な事業の広報や円滑なマイキーID設定支援の実施にあたり、専門的な知識や豊富な経験を必要とするものであるため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定した。

具体的な業務内容は、令和2年1月16日から各区役所にマイキーID設定対応端末及び支援員を配備したマイキーID設定ブースを設置し、市民に対してマイキーIDの設定を支援している。さらに、コールセンターとしての機能を併せもつ大阪市マイキーID設定ブース運営事務局を設置したほか、専用ホームページの開設、チラシの配布等でマイナポイント事業及びマイキーID設定ブースについて広報することにより、マイキーID設定の促進を図っている。

本業務の実施にあたって、改めて公募型企画提案方式で契約相手方を選定し、支援体制の再構築を図るとすれば、選定事務に要する期間に加えて、支援員の要員確保及び教育訓練、マイキーID設定ブース設置に必要な設備の調達等といった適切な支援体制を構築するための準備に相応の期間が生じることから必然的に支援期間の中断が生じることに加えて、再構築にかかる経費を費やす等、極めて非効率となる。また、同一事業者以外の者に履行させた場合、各種広報媒体等を通じて周知した専用ホームページ及びコールセンターの電話番号、ファックス番号等を変更する必要があり、市民に混乱を

招くなど著しい支障が生じる。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局産業振興部産業振興課（電話番号 06-6264-9837）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度大阪の産業資源を活用した魅力発信事業業務委託

2 契約の相手方

大阪魅力発信コンソーシアム共同体

3 随意契約理由

本業務は、多くの集客が見込まれる大型展示会において、大阪の中小企業の魅力を発信するものであり、出展テーマの設定、出展者の選定が事業の根幹となる。

このため、中小企業の販路拡大等の支援施策やサポート事業の実践に関することに関する専門的な知識を必要とする業務であるため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により受注者を選定することとした。

このことから、企画提案内容について学識経験者等外部委員2名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、上記事業者が契約相手方として妥当であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、経済戦略局公募型プロポーザル方式受注者選定委員会において上記事業者を受注者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当することから、上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局産業振興部産業振興課（電話番号 06-6615-3761）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市長居陸上競技場写真判定装置整備業務委託

2 契約の相手方

株式会社ニシ・スポーツ 関西営業所

3 随意契約理由

本業務は、大阪市長居陸上競技場（以下「競技場」という。）に設置された写真判定装置（以下「本装置」という。）の劣化した部品の取替及び関連機器との調整・点検を行うものである。

本装置は、写真判定用カメラ、スタート発信装置、トラック表示機器、風速関連機器、電光表示盤、記録情報処理システムからなる複合装置で、陸上トラック競技の記録を敏速かつ確実に計測、記録が行えるように動作のプログラムを組み込んだ特殊仕様のシステムである。

しかしながら、設置後 13 年が経過し、経年劣化により本装置を構成する装置の一部に動作不良が生じていることから、正確な計測、記録ができない可能性があり、このことは正常な競技場運営に支障をきたすことになるため、当該劣化装置の取替及び取替えに伴う関連機器間の調整・点検を行い、正常な状態に復旧する必要がある。

本装置は、当該劣化装置を取替え設置するだけでなく、前述のスタート発信装置等各機器間の連携調整を行うことではじめて本装置全体としての機能が完成するものであるが、これらは上記事業者独自の設計に基づいており、また、その設計は本競技場独自に行われたものである。

以上の理由により、上記事業者のみが施工できる唯一の事業者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局企画総務部施設整備課（電話番号 06-6469-5145）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立大正スポーツセンター・屋内プール外1ヶ所中央監視制御設備整備業務委託

2 契約の相手方

アズビル株式会社 ビルシステムカンパニー関西支社

3 随意契約理由

本案件は、大阪市立大正スポーツセンター・屋内プール及び大阪市立平野スポーツセンター・屋内プールに設置されている中央監視制御設備（以下、「設備」という。）について、劣化部品の整備業務を委託するものである。

本設備は、監視装置、変換装置、制御ソフトウェア、通信ネットワーク等からなる複合装置で、散在する監視・制御対象となる電気機械設備（受変電設備、空調衛生設備、防災設備等）の情報を一元的に管理する目的で設置したものであるが、設置後20年が経過し、経年劣化により設備を構成する部品に動作不良が生じる恐れがある。万が一、本設備が故障した場合、設備として十分な能力が発揮されず、適正に施設を維持管理することが困難な状態となり、施設の運営に支障をきたすこととなるため、本設備の劣化部品の整備を行う必要がある。

本業務は、設備を構成する部品の一部について整備するものであるが、その設備については、製造事業者独自の設計思想に基づき製造されており、整備に際しては、製造事業者独自の技術を要するため、本業務の履行にあたっては、製造事業者でなければ整備を行うことは不可能である。

以上の理由により、上記製造事業者のみが施工できる唯一の事業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局企画総務部施設整備課（電話番号 06-6469-5145）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立扇町プールろ過設備整備業務委託

2 契約の相手方

ローレル株式会社 大阪本社

3 随意契約理由

本業務は、大阪市立扇町プール（以下、「施設」という。）に設置された屋外プール用、ジャグジープール用に設置されたろ過設備の一部である水質監視装置（以下、「設備」という。）について、劣化部品の整備業務を委託するものである。

本設備は、プール水の残留塩素濃度を一定基準に保つためにその濃度を測定する装置で、設置後 20 年が経過していることから、経年劣化により部品に動作不良が生じる恐れがあり、この場合、設備として十分な能力が発揮されず、プール水の残留塩素濃度を基準内に維持することが困難な状態になる。

本施設は、有料施設となっており、多くの施設利用者が健康増進や交流を目的に利用していることから、本設備の部品に動作不良が生じると、施設利用者が施設を利用できなくなり、施設の運営に支障をきたすこととなるため、本設備の劣化部品の整備を行う必要がある。

本業務は、設備を構成する一部について整備するものであり、その構成は施設独自に構成されたもので、上記事業者が構成から保守点検に至るまでの業務を一貫して請け負っており、迅速かつ正確に整備を行うことができると考えられる。また、上記事業者以外に業務を実施させると、今後障害が発生した場合、復旧のための責任の所在が不明確となり、責任の一元化を図ることができず、故障発生時の対応が困難となるなど著しく支障が生じる恐れがある。

以上の理由により、上記事業者のみが施工できる唯一の事業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局企画総務部施設整備課（電話番号 06-6469-5145）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度スポーツ実施率向上事業業務委託

2 契約の相手方

日本コンベンションサービス株式会社

3 随意契約理由

生涯スポーツの振興においては、「大阪市スポーツ振興計画」に掲げているスポーツ実施率の向上を目標に、スポーツを継続的に始めるきっかけづくりを提供し、だれもがスポーツに触れることのできる機会を増やすことが重要である。

現在、スポーツ部では各種事業を実施しているが、これらの事業を効果的に実施するために本事業を行う。具体的には、スポーツ課で実施するイベント等の年間を通じた情報提供や、健康面などから体を動かすことの重要性を気づいてもらう各種広報、身体を動かすきっかけづくりとなる事業を実施する。また、より効果的なスポーツ施策を行うために、スポーツと健康に関する実態調査およびスポーツ部の各事業において実施したアンケート調査の分析なども併せて行う。

よって、魅力ある広報・イベントを実施するため、その運営において、民間事業者の持つノウハウ・発想・創造性を活かした手法の提案を受けることが望ましいことから、価格のみの競争入札をとらず、公募型プロポーザル方式を実施し、受注予定者を決定することとした。

学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、上記事業者の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、経済戦略局公募型プロポーザル方式受注者選定委員会において上記事業者を受注者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局スポーツ部スポーツ課（電話番号 06-6469-3863）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度あきない伝道師による商店街強化等事業業務委託

2 契約の相手方

商店街強化ネットワークおおさか共同体

3 随意契約理由

本業務は、市内の商店街・問屋街・小売市場（以下「商店街団体等」という。）の課題解決や集客力・販売力等の向上に向けて、SNS等を活用した情報発信や組織力強化等によって商店街団体等の活性化に取り組んでいるキーパーソンを「あきない伝道師」として活用し、その成果事例やノウハウ等の経験を幅広い商店街団体等に伝承するものである。

具体取組として、セミナー等の開催、商店街団体等の実践的な取組等の支援を行うことで商機能の強化を図り、商店街団体等の持続的発展に寄与することを目的としている。

その実施にあたっては、受注者の持つ商店街の活性化の方策に関するノウハウやSNSの活用や組織力強化等に関する幅広い知識と経験、専門性を活用する必要があるため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により受注者を決定することとした。

学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、上記事業者の提案は受注者として適切であるとのことであつたため、同会議の意見を踏まえ、経済戦略局公募型プロポーザル方式受注者選定委員会において上記事業者を受注者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局産業振興部産業振興課（電話番号 06-6615-3781）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央公会堂冷却塔整備業務委託

2 契約の相手方

日本ビー・エー・シー株式会社 大阪営業所

3 随意契約理由

本案件は、大阪市中央公会堂に設置されている冷却塔（以下、「設備」という。）について、劣化部品の整備業務を委託するものである。

本設備は、空調機の冷房運転時に冷水を送るため、熱源設備であるガス吸収式冷温水機で作りに出した温水を冷却するしくみのもので、大阪市中央公会堂の館内を適正な温度に維持する目的で設置したものであるが、設置後 17 年が経過し、経年劣化により設備を構成する部品に動作不良が生じており、設備として十分な能力が発揮されず、館内を適正な温度に維持することが困難な状態となっている。

大阪市中央公会堂は、国の重要文化財に指定された建築物で、館内は集会室、会議室、レストラン等の施設があり、誰もが利用できる有料施設となっており、多くのイベントが実施されていることから、本設備に不具合が発生している状態では、施設利用者が施設を十分に利用できず、館の運営に支障をきたすこととなるため、本設備の劣化部品の整備を行い、正常な状態に復旧する必要がある。

本案件は、設備を構成する部品の一部について整備するものであり、設備の構造、部品の形状や規格並びに制御方法等が各社異なる設計思想に基づき製造されており、その内容については、社外開示不可となっていることから、本業務の履行にあたっては、製造事業者でなければ整備を行うことは不可能である。

以上の理由により、上記製造事業者のみが施工できる唯一の事業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局企画総務部施設整備課（電話番号 06-6469-5145）

随意契約理由書

1 案件名称

豊臣期詰ノ丸石垣保存管理調査検討業務委託

2 契約の相手方

株式会社空間文化開発機構

3 随意契約理由

大阪市では、来場者が大阪城の大きな特徴である歴史の重層性をホンモノの石垣遺構で体感できる施設として、豊臣期大坂城詰ノ丸石垣を再び掘り起こして公開する「豊臣石垣公開施設」の整備をすすめている。公開施設で露出展示を計画している豊臣期大坂城詰ノ丸石垣は、特別史跡大坂城の本質的価値を構成する要素のひとつであり、今後とも適切に保存していく必要がある。

豊臣公開事業を進めるにあたり、平成25年度に施設建設場所に重要な遺構がないことや豊臣期大坂城石垣の保存状態が概ね良好であることなどについて調査を実施し、確認を行った。豊臣期大坂城石垣の状態を確認するには、地下約7mの掘削を伴うため、その際は、経済性を鑑み公開する石垣の一部（約1/4の範囲）のみを先行確認することとした。

こうした事前準備が整い、この度、建築工事に着手することになり、豊臣期大坂城石垣の公開範囲が全て地中から発現することとなるため、前回未調査部について保存状態の確認を行い、全体の評価を行うものである。

前回評価対象と今回の評価対象は一体不可分の構造であり、前回評価の実施者以外に本業務を委託した場合、一体的な評価ができないなど著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局観光部観光課（電話番号 06-6469-5164）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪国際交流センター外2ヶ所昇降機設備整備業務委託

2 契約の相手方

東芝エレベータ株式会社 関西支社

3 随意契約理由

本案件は、大阪国際交流センター、大阪市立東淀川屋内プール及び大阪市長居第2陸上競技場（以下、「各施設」という。）に設置されている昇降機設備（以下、「設備」という。）について、劣化部品等の整備業務を委託するものである。

本設備は、各施設とも設置後数十年が経過し、経年劣化により設備を構成する部品の各所に劣化が見受けられるとともに、平成21年9月に建築基準法施行令の一部改正に伴い、安全装置（戸開走行保護装置、地震時管制運転装置）の設置が義務化され、この基準に適応させるため、劣化部品と共に整備を行い、正常な状態に復旧する必要がある。

本業務は、本設備を構成する部品について整備するものであり、昇降機の構造、部品の形状や規格等が各社異なることから、本業務の履行にあたっては、製造事業者でなければ整備を行うことは不可能である。

以上の理由により、本設備の製造事業者である上記事業者のみが施工できる唯一の事業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局企画総務部施設整備課（電話番号 06-6469-5145）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立浪速アイススケート場ブラインチラー整備業務委託

2 契約の相手方

ダイキン工業株式会社

3 随意契約理由

本業務は、大阪市立浪速アイススケート場（以下「施設」という。）に設置されたブラインチラー（以下「設備」という。）の劣化した部品の取替及び点検並びに運転調整を行うものである。

本設備は、アイススケートリンクの製氷を行うブライン液を冷却する設備であるが、設置後 15 年が経過し、経年劣化により本設備を構成する部品の一部に動作不良が生じていることから、ブライン液を冷却できない可能性がある。万が一冷却できない場合、正常に製氷ができずリンクに穴があく等の不具合が発生する恐れがあり、施設運営に支障をきたすことになるため、当該設備の劣化部品の取替及び点検並びに運転調整を行い、正常な状態に復旧する必要がある。

本業務は、設備を構成する部品の一部について取替及び点検並びに運転調整するものであるが、その設備については、製造事業者独自の設計思想に基づき製造されており、整備に際しては、製造事業者独自の技術を要するため、本業務の履行にあたっては、製造事業者でなければ整備を行うことは不可能である。

以上の理由により、上記事業者のみが施工できる唯一の事業者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局企画総務部施設整備課（電話番号 06-6469-5145）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立浪速アイススケート場製氷設備整備業務委託

2 契約の相手方

株式会社パティネレジャー

3 随意契約理由

本業務は、大阪市立浪速アイススケート場（以下「施設」という。）に設置された製氷設備の劣化した部品の取替を行うものである。

本施設の製氷設備は、小口径ツインチューブをマット状にひき詰めた設備で、ツインチューブ内にブライン液（不凍液体）を流しアイスリンクの製氷を行うための設備であるが、設置後5年が経過し、経年劣化により製氷設備を構成するツインチューブ及び各種継手部品に劣化が生じているため、ブライン液がツインチューブより漏れ出す可能性があり、最適な製氷ができなくなり、施設の運営に支障をきたすことになることから、ツインチューブの取替及び各種継手部品の取替を行い、正常な状態に復旧する必要がある。

本施設の製氷設備は上記事業者独自の設計に基づき製作されたものであるため、上記事業者のみが施工できる唯一の事業者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局企画総務部施設整備課（電話番号 06-6469-5145）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立港スポーツセンター外2ヶ所昇降機設備整備業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立ビルシステム 関西支社

3 随意契約理由

本案件は、大阪市立港スポーツセンター、大阪市立旭スポーツセンター及び大阪市立西スポーツセンターに設置されている昇降機設備（以下、「設備」という。）について、劣化部品等の整備業務を委託するものである。

本設備は、各施設共設置後23年以上が経過し、経年劣化により設備を構成する部品の各所に劣化が見受けられるとともに、平成21年9月に建築基準法施行令の一部が改正されたことに伴い、安全装置（戸開走行保護装置、地震時管制運転装置）の設置が義務化され、この基準に適応させるため、劣化部品と共に整備を行い、正常な状態に復旧する必要がある。

本業務は、本設備を構成する部品について整備するものであり、昇降機の構造、部品の形状や規格等が各社異なることから、本業務の履行にあたっては、製造事業者でなければ整備を行うことは不可能である。

以上の理由により、本設備の製造事業者である上記事業者のみが施工できる唯一の事業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局企画総務部施設整備課（電話番号 06-6469-5145）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度大阪市版 TID 制度構築に向けた詳細検討及び会議運営補助業務委託

2 契約の相手方

有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所

3 随意契約理由

本業務は、「大阪市版 TID」制度（以下、「本制度」という。）の構築をめざし、本制度化に向けた詳細検討を行うとともに、制度検討に必要な会議等の運営補助業務を行うものである。

本制度は、米国サンフランシスコ市など、海外では TID の事例があるものの、国内の自治体等においては前例がないため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、平成 29 年度の調査業務及び平成 30 年度の詳細検討業務において、公募型プロポーザル方式により契約相手方を選定し、両年度ともに優秀な提案を行った上記事業者と契約を行った。

令和元年度は、継続検討を行うにあたり、国内では初の試みとなる本制度検討に関する実績と専門性、加えて有識者会議の各有識者との関係性、TID モデル事業（以下、「モデル事業」という。）の進捗確認など、平成 29 年度及び平成 30 年度業務委託での知識と経験が必要不可欠な業務であることから、上記事業者と随意契約を締結し、制度の枠組み素案のとりまとめまで検討を進めてきたところである。

令和2年度については、令和元年度にとりまとめた本制度の枠組み素案をもとに、TID 制度の対象となる事業設定、財源の使途、負担割合や計画認定の方法等に関するさらなる詳細検討に入っていく段階となる。また、本制度において重要な「対象となる事業設定」については、これまでの検討会議やモデル事業の実施を踏まえて、本制度に資する官民で共有できる観光課題や具体的な取組み内容の検討も必要であり、これまで調査検討を積み重ねてきた実績と専門性、各有識者との関係性など、平成 29 年度から令和元年度までの業務委託の知識と経験が必要不可欠である。

仮に、本業務を他の事業者を実施させた場合、本制度を把握し業務に着手するまでにかなりの時間を要し、適切な実施ができなくなる恐れがあることから、上記事業者の本業務を実施させることが望ましいと考える。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局観光部観光課（電話番号 06-6469-5160）